

今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和2年4月10日(金)
午後2時00分から午後2時30分まで

2. 開催場所 今治市民会館2階大会議室

3. 委員の定数及び出欠等

定数24名(現に在任する委員23名)

議長(会長) 18番 岡田 勝利(会議規則第7条)

出席委員数23名

1 浅川文雄	2 矢野邦男	3 阿部馳夫	4 竹内健二
5 岡林興通	6 近本静信	7 石丸昭二	8 宇佐美俊典
9 益田省三	10 伊藤博明	11 清水重鬼	12 越智要
13 桑田誠	14 森京典	15 新居田守	16 津吉利幸
17 吉井一浩	18 岡田勝利	19 藤本博	20 野間義郎
22 松岡一誠	23 河村壮吉	24 近松安文	

欠席委員数0名

4. 議事に関与する職員

局長	越智直紀
次長	二宮一成
主査	藤坂貞仁
主査	谷内義孝

5. 議事

議案第1号

農地法第2条第1項の「農地」の判断について（受付番号1～22）

議案第2号

農地法第3条の規定による許可申請について（受付番号1～4）

議案第3号

農地法第4条の規定による許可申請について（受付番号1～2）

議案第4号

農地法第5条の規定による許可申請について（受付番号1～12）

報告第1号

農地法第3条の3の規定による届出について（受付番号1～15）

報告第2号

農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

（受付番号1～2）

報告第3号

農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

（受付番号1～5）

報告第4号

農地法第18条第6項の規定による通知について（受付番号1～3）

報告第5号

職員任用審議会の結果について

6. 議事録

- 議長 ただ今から令和2年度第1回の総会を開催いたします。
それでは、議案の審議に入りたいと思います。
本日は、委員23名中23名の出席となっており、本会は成立しております。
議事録署名人に10番 伊藤 博明 委員、23番 河村 壯吉 委員両委員を私から指名させていただきます。
- 議長 まず最初に、去る3月17日に開催された職員任用審議会の結果を私の方から報告させていただきます。
議案最終ページ、報告第5号「職員任用審議会の結果について」をご覧ください。
出席委員8名により、市長から提示のあった農業委員会事務局異動者案について、審議いたしました。その結果、提示案のとおり任免することを議決いたしました。
内容は、農業係長 越智 香織（おち かおり）の任用を解き、保育幼稚園課から 井原 綾（いはら あや）を農業係長として任用するものです。
以上、ご報告いたします。
- 議長 議案第1号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について
事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは、ご説明いたします。
議案第1号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。
- [受付番号1] 申請地は高地町にある農地9筆で、登記地目は畑、面積は合計3,029㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第1小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号2] 申請地は高地町にある農地8筆で、登記地目は畑、面積は合計4,354㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第1小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号3] 申請地は山方町にある農地2筆で、登記地目は畑、面積は合計967㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第1小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号4] 申請地は小泉にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は124㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第1小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号5] 申請地は小泉にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は3.42㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第1小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

- 事務局 [受付番号 6] 申請地は野間にある農地 3 筆で、登記地目は畑、面積は合計 1,635 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 1 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 7] 申請地は野間にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 85 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 1 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 8] 申請地は宅間にある農地 9 筆で、登記地目は畑、面積は合計 1,349 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 1 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 9] 申請地は延喜にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 395 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 1 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 10] 申請地は杣田にある農地 7 筆で、登記地目は畑、面積は合計 1,206 m²でございます。地元委員さん 1 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 1 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 11] 申請地は国分にある農地 3 筆で、登記地目は畑、面積は合計 1,313 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 2 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 12] 申請地は朝倉下にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 460 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 3 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 13] 申請地は朝倉上にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 709 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 3 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 14] 申請地は玉川町畑寺にある農地 4 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 5,094 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 3 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 15] 申請地は玉川町長谷にある農地 2 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 2,308 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 3 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 16] 申請地は波方町波方にある農地 1 筆で、登記地目は宅地、面積は 470.12 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 4 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

- 事務局 [受付番号 17] 申請地は波方町波方にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 1,675 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 4 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 18] 申請地は大西町脇にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 4,637 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 4 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 19] 申請地は菊間町浜にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 3,792 m²でございます。地元委員さん 1 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 4 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 20] 申請地は伯方町木浦にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 816 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 21] 申請地は上浦町甘崎にある農地 17 筆で、登記地目は畑、面積は合計 13,794 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 22] 申請地は大三島町宮浦にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 891 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

これら 22 件については、地元委員さん 1～3 名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

- 議 長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
全 員 （意見、質問なし）
議 長 原案どおり非農地に判断することに、ご異議ございませんか。
全 員 （異議なし）
議 長 それでは、原案どおり判断いたします。

- 議 長 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。

- 事務局 それでは、ご説明いたします。
議案第 2 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。

- [受付番号 1、
受付番号 2] 関連議案ですので、一括して説明します。
譲受人は〇〇才の農業兼会社員、受付番号 1 の申請地は 3 筆で、地目は田、面積は合計 1,433 m²で、現在、水稻を栽培しております。

受付番号2の申請地は1筆で、地目は田、面積は307㎡で、現在、水稻を栽培しております。
今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号3] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は田、面積は524㎡で、現在、水稻を栽培しております。
今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号4] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は4筆で、地目は畑及び樹園地、面積は合計1,482㎡で、現在、野菜及び柑橘を栽培しております。
今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

続きまして、お手元にお配りしている農地法第3条第1項許可申請に係る申請書の要件確認書をご覧ください。
それでは、農地法第3条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

- ①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか
 - ②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか
 - ③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか
 - ④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか
 - ⑤譲受人等が取得後における耕作面積が下限面積以上であるか
 - ⑥小作地を他人に転貸、質入れしていないか
 - ⑦農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか
- ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっております。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であると思われま。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。

議 長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
全 員 (意見、質問なし)
議 長 許可することに、ご異議ございませんか。
全 員 (異議なし)
議 長 それでは、そのようにいたします。

議 長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それではご説明いたします。
議案第3号は農地法第4条の規定による許可申請、第4号は農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

事 務 局 [議案第3号 申請人は農業者1名、申請地は上浦地区甘崎の1筆で、地目は畑、面積は62㎡でございます。
受付番号1] この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が農家住宅敷地を拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。
事業計画につきましては、申請人は、手狭で不便であった自宅への進入路を拡幅するため、自己所有地である申請地を利用して農家住

宅敷地を拡張しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年3月13日で、許可日から令和2年7月31日までに事業を完了する予定となっております。
なお、本件は違反案件であります。小委員会で協議されていると思っておりますので、ご報告願います。

議長 第6小委員会から議案第3号受付番号1の報告をお願いします。

2番 第6小委員会より、議案第3号受付番号1の違反転用について、ご報告いたします。
本件については、申請人の亡父親が昭和35年頃に、農地法の許可が必要であるということを知らないまま申請地に庭木を植栽し、その後、昭和40年代に申請地の一部を宅地への進入路として整備し、現在に至っています。
今回、申請人が土地の調査をする過程で、農地法の手続きが行われていない状況が判明したものです。
申請人は、今回の指摘を受け、農地法をよく理解せずに行ったとはいえ、深く反省し、指導に従い速やかに手続きを行っております。
第6小委員会としましては、現地を確認し、始末書の提出を求め、今後は同じことがないように注意を行い、また、この転用が周囲の農地に与える影響もないことから、追認もやむを得ないとの判断に至りました。
以上のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 引き続き事務局より説明を求めます。

事務局 [議案第3号受付番号2、議案第4号受付番号12] 関連しておりますので、一括してご説明いたします。
これら2件、議案第3号受付番号2の申請人と議案第4号受付番号12の譲受人は同一で農業者1名、議案第3号受付番号2の申請地は大三島地区肥海の1筆で、地目は畑、面積は24㎡、議案第4号受付番号12の譲渡人は無職の者1名、申請地は大三島地区肥海の1筆で、地目は畑、面積は82㎡でございます。
これらの申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が農業用倉庫を建築するに必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われまます。
事業計画につきましては、申請人は、増加した農機具を収納するため耕作地に近い自己所有地である議案第3号受付番号2の申請地及び隣接する議案第4号受付番号12の申請地を譲り受け、農業用倉庫を建築しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年3月13日で、許可日から令和2年8月31日までに事業を完了する予定となっております。
なお、本件は違反案件であります。小委員会で協議されていると思っておりますので、ご報告願います。

議長 第6小委員会から議案第3号受付番号2及び議案第4号受付番号12の報告をお願いします。

2番 第6小委員会より、議案第3号受付番号2及び議案第4号受付番号12の違反転用について、ご報告いたします。
本件については、申請人が平成6年に、農地法の許可が必要であるということを知らないまま、自己所有地及び隣接地である申請地に跨って農業用倉庫を建築し、現在に至っています。
今回、申請人が土地の調査をする過程で、農地法の手続きが行われていない状況が判明したものです。
申請人は、今回の指摘を受け、農地法をよく理解せずに行ったとはいえ、深く反省し、指導に従い速やかに手続きを行っております。
第6小委員会としましては、現地を確認し、始末書の提出を求め、今後は同じことがないように注意を行い、また、この転用が周囲の農地に与える影響もないことから、追認もやむを得ないとの判断に至りました。
以上のとおりです。よろしくお願いたします。

議 長

引き続き事務局より説明を求めます。

事務局 [議案第4号
受付番号1]

譲受人は不動産管理業を営む法人、譲渡人は農業者1名、申請地は波止浜地区馬島の2筆で、地目は畑、面積は合計2,227㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人がグランピング施設を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、しまなみ海道を訪れる観光客を対象とした宿泊施設を計画するに当たり、既存の宿泊施設を取得、改修し、宿泊施設に隣接する申請地及び近隣の風光明媚な申請地を譲り受け、グランピング施設を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年3月13日で、許可日から令和2年8月1日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号2]

譲受人は会社員兼農業者1名、譲渡人は農業者1名、申請地は立花地区郷新屋敷町3丁目の1筆で、地目は畑、面積は13㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、新たに購入する自家用車用の駐車場を確保するため、既存の駐車場に隣接する申請地を譲り受け、露天駐車場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年3月13日で、許可日から令和2年7月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号3]

譲受人は太陽光発電事業等を営む法人、譲渡人は農業兼会社員1名、申請地は桜井地区郷桜井1丁目の2筆で、地目は田及び畑、面積は合計1,479㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、今治市桜井支所から500m以内の農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が太陽光発電システムを設置するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を拡大するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年3月13日で、許可日から令和2年6月30日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号4]

譲受人は会社員1名、譲渡人は農業者1名、申請地は富田地区松木の1筆で、地目は畑、面積は341㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するに当たり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、現在借家住まいであります、手狭で不便なため、国道に近く交通の便が良く、生活環境の良い申請地を譲り受け、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年3月13日で、許可日から令和2年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

また、開発行為許可申請書(写)が添付されております。

事務局 [受付番号 5]

譲受人は会社員 1 名、譲渡人は無職の者 1 名、申請地は吉海地区本庄の 1 筆で、地目は田、面積は 750 m²でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を拡大するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 2 年 3 月 13 日で、許可日から令和 2 年 10 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 6, 9, 10, 11]

関連しておりますので、一括してご説明いたします。

これら 4 件、受付番号 6、受付番号 9、受付番号 10、受付番号 11 の譲受人は同一で太陽光発電事業等を営む法人、受付番号 6 の譲渡人は農業者 1 名、申請地は上浦地区井口の 1 筆で、地目は田、面積 868 m²でございます。

続いて、受付番号 9 の譲渡人は、農業者 2 名、パート 1 名、無職の者 1 名、申請地は上浦地区井口の 4 筆で、地目は畑、面積は合計 962 m²でございます。

続いて、受付番号 10 の譲渡人は農業者 1 名、パート 1 名、申請地は上浦地区井口の 3 筆で、地目は田及び畑、面積は合計 1,098 m²でございます。

続いて、受付番号 11 の譲渡人は会社員 1 名、申請地は上浦地区井口の 4 筆で、地目は田、面積は合計 780 m²でございます。

これらの申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を拡大するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を賃借し、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 2 年 3 月 13 日で、許可日から令和 2 年 7 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 7, 8]

関連しておりますので、一括してご説明いたします。

これら 2 件、受付番号 7、受付番号 8 は、譲受人は同一で会社役員 1 名、受付番号 7 の譲渡人は会社員 1 名、申請地は上浦地区井口の 1 筆で、地目は田、面積は 1,373 m²、続いて、受付番号 8 の譲渡人はパート 1 名、申請地は上浦地区井口の 2 筆で、地目は畑、面積は合計 494 m²でございます。

これらの申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を拡大するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を賃借し、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 2 年 3 月 13 日で、許可日から令和 2 年 7 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

事務局

続いて、手元にお配りしている申請書ごとの要件確認書をご覧ください。

それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか
- ② 資力及び信用が適当であるか
- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
- ⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

ということでございます。

それぞれの議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当であると思われま

す。また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)
議長 許可することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)
議長 それでは、転用はやむを得ないものとして知事に進達いたします。

議長 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。
報告第1号は農地法第3条の3届出、報告第2号は農地法第4条届出、報告第3号は農地法第5条届出、報告第4号は農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。
報告第1号につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出、第2号及び第3号につきましては、市街化区域内の転用のための届出でありまして、地元の委員さん又は小委員会で、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けまして、第1号から第3号まではいずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。

[報告第4号 令和2年3月12日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。
受付番号1]

[受付番号2] 令和2年3月2日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

[受付番号3] 令和2年2月28日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

議長 説明が終わりましたが、ご意見ありませんか。
議長 (異議なし)

議 長 報告事項でありますので、ご了承願います。

議 長 他に何かご意見、ご質問はございませんか。
意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。